

函館市電 広告 ガイド



函館市企業局交通部安全管理課
令和8年9月現在

目 次

函館市電概要	1
広告掲出の流れ	2
■ 広告種別	
● 中つり	3
● 窓つり	3
● 額面	4
● 運転台背面	4
● 窓ステッカー（内窓）	5
● 液晶カラーディスプレイ	5
● 外側板	6
● バナー	7
■ 広告料金一覧	8
（参考資料） 函館市企業局広告審査基準	9

函館市電概要

営業車両 30両

・9600形 ・2000形 ・3000形
・7000形 ・8000形 ・8100形
・800形 ・710形 ・500形

営業時間 6時7分～23時27分

営業路線 10.9km

運行形態 ・湯の川発谷地頭行き（2系統）
・湯の川発函館どつく前行き（5系統）の2系統

運行時分 1運行 約1時間40分（往復）

運行車間 日中は8分車間で運行

運行回数 全車両で平日118回・土日祝106回終日
（1両あたりの運行回数は平均で4往復／日）

利用者数 約14,500人／日 約529万人／年（令和7年度実績）

停留場数 26停留場

広告掲出の流れ

1. 空き状況の事前確認

事前に空き状況の確認をお願いします。

TEL：0138-32-1730（平日8時45分～17時30分）



2. 広告掲出申込書とデザイン案の提出

希望掲出開始日の2週間前までに、広告掲出申込書とデザイン案の提出をお願いします。

[申込書ダウンロード](#) ← こちらをクリック！

提出先メールアドレス

ht-eigy@city.hakodate.hokkaido.jp



3. 広告デザインの審査および承認

デザインには審査がございます。

デザイン案の修正をご依頼する場合は、こちらからご連絡します。



4. 広告物の納品および掲出

広告物は、お申込者ご自身での作製となります。

掲出開始日の5日前までに必ず納品願います。

納品枚数につきましては、事前にご確認ください。

■ 広告種別

● 中つり（車内通路に吊り下げ）

掲出箇所 車内6箇所
最低掲出期間 7日
料 金 1日1両1箇所 180円（税込）
広告サイズ B3横（縦364mm×横515mm）

■ 1カ所に表裏の両面を掲出するので、乗車位置に関係なくどこからでもよく見えることからPR効果も大きく、天井高にゆとりもあるので、満員状態でも視認性が抜群です。



例) 全車到中つり1箇所1週間の場合
@180円×7日×26両
=32,760円
(全車の場合26両で計算いたします)

※広告上部に3cm～4cm余白を作ってくださいようお願いいたします。
(余白がないと広告部分が留め金で隠れてしまうため)
広告は表裏両面の掲出となります。

● 窓つり（車内窓の部分に吊り下げ）

掲出箇所 車内6箇所
最低掲出期間 7日
料 金 1日1両1箇所 110円（税込）
広告サイズ B3横（縦364mm×横515mm）

■ 客席窓を利用したスペースなので、明るく開放的な空間は注目を集めます。
自然と視線は窓に向かうことから、PR効果は抜群です。



例) 全車に窓つり1箇所10日間の場合
@110円×10日×26両
=28,600円
(全車の場合26両で計算いたします)

※広告上部に3cm～4cm余白を作ってくださいようお願いいたします。
(余白がないと広告部分が留め金で隠れてしまうため)

●額 面（車内壁上部に貼り付け）

掲 出 箇 所 車内10箇所
 最低掲出期間 7日
 料 金 1日1両1箇所 52円（税込）
 広告サイズ B3横（縦364mm×横515mm）

■低価格が魅力で長期掲出に向いています。しかも天井と客席窓との間を有効利用しているの
 で、2枚以上の連続掲出等も可能です。



例) 全車に額面1箇所20日間の場合
 @52円×20日×26両
 =27,040円
 （全車の場合26両で計算いたします）

●運転台背面額（運転席裏に貼り付け）

掲 出 箇 所 車内2箇所
 最低掲出期間 7日
 料 金 1日1両1箇所 120円（税込）
 広告サイズ B3横（縦364mm×横515mm）

■お客様に正対したスペースなので、抜群の視認性があります。
 降車時に必ず目に止まる場所であることから、高いPR効果が期待できます。



例) 全車に背面額1箇所10日間の場合
 @120円×10日×26両
 =31,200円
 （全車の場合26両で計算いたします）

※広告上下左右部に2cm～3cm余白を作ってくださいようお願いいたします。
 （余白がないと広告部分が留め金で隠れてしまうため）

●窓ステッカー広告（内窓）

最低掲出期間 1ヶ月
 料 金 1日1両1箇所 30円（税込）
 広告サイズ 縦150mm×横450mm

■客席窓に掲出するので、自然と視線は窓に向かうことから、PR効果は抜群です。
 媒体は再剥離シートで制作・納品願います。制作費はお客様のご負担です。



●液晶カラーディスプレイ広告

掲出車両 2000形（2両）・3000形（4両）・7000形（3両）・
 8000形（10両）・8100形（1両） 計20両

掲出可能数 5枠

掲出期間 1ヶ月単位で受付

料 金 15秒／1広告 22,000円（税込）

■ディスプレイは運転席背面上部に設置されており、【ワイド液晶ディスプレイ】から流れる動画のインパクトは大きく、自然と視野に入ることから、PR効果は抜群です。
 この方式では、予め入力された業務案内・啓発事項・乗客向けのメッセージ等と、広告（動画・静止画）を交互に放映するものであり、停留場ごとの指定放映はできません。
 ディスプレイ広告は15秒1口の放映時間から受付しております。連続掲出希望の場合はお問い合わせください。



※音声はできません。

※製作費（動画・静止画）は、お客様のご負担となります。

※データフォーマットですが、MPEG2やH.264等で、解像度はフルHD(1920px×1080px)、サイズは100MB以下、メディアでの納品をお願いします。

（お預かりしたメディアは返却致しませんので、予めご了承ください。）

●外側板広告

車両側面のボディ部分に掲出することから、観光客や市民へのPR効果も大きく、1日単位で申込ることから、短期間でのPR等に向いています。

また、カラー電車広告に比べ施工費用も安くすむことからお勧めの媒体です。

掲出期間 1日単位で受付

■低床車タイプ（現在受付を停止しております）

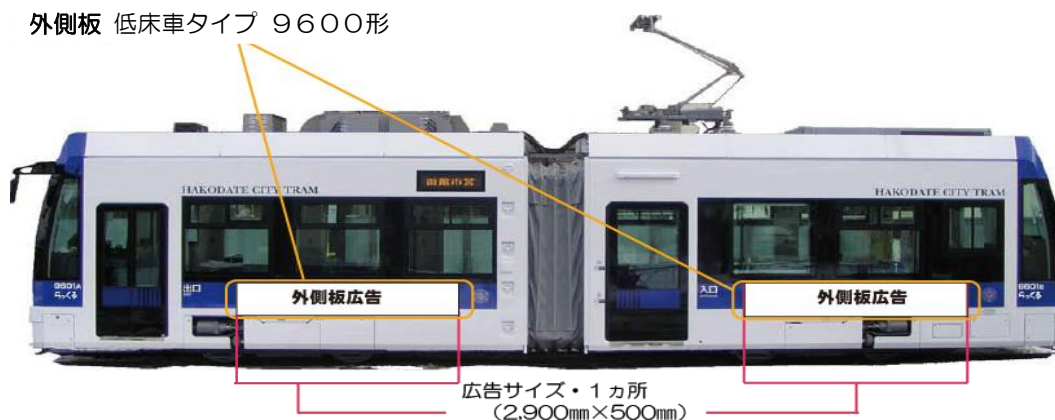
掲出車両 9600形 サイズ：縦500mm×横2,900mm

材 質 再剥離シート（制作費はお客様のご負担です）

料 金 1箇所 2,384円/日（税込）最大4箇所まで掲出可能

参 考 4箇所×2,384円/日=9,536円（税込）

外側板 低床車タイプ 9600形



■フレームタイプ

掲出車両 800形等 サイズ：縦600mm×横1,200mm

材 質 樹脂板（厚さ1mm・塩化ビニール板等に再剥離シート貼付・塩化ビニール板も含め制作費はお客様のご負担です）

料 金 1箇所 1,192円/日（税込）：最大4箇所まで掲出可能

参 考 4箇所×1,192円/日=4,768円（税込）

外側板 フレームタイプ タテ600mm×ヨコ1,200mm



※掲出場所は選択できます。

例）片側2箇所掲出・片側1箇所両面で2箇所掲出・両面で4箇所掲出等

● バナー広告（現在受付を停止しております）

車両側面の窓部分（正方形）に掲出することから、歩行者の目線の延長上にあり、わかりやすくシンプルな広告です。

超低床車両9600形に掲出することから、注目されます。

掲出期間 1ヶ月単位で受付

広告エリア 下図のとおりです。

掲出車両 9600形 サイズ：縦1,000mm×横1,000mm

料金 77,000円/月（税込） 車体両側面の2箇所

材質 再剥離シースルータイプ

※ラッピングシートの施工費はお客様のご負担で制作し、塗装は認めません。

※契約期間は最長1年間となります。



● その他

■ カラー電車広告等があります。（別資料）

■ 広告料金一覧

媒 体 名	規 格(mm)	単 位	料 金 (円/税込)	備 考
中つり	364×515	1日1両2枚	180	最低掲出7日以上
窓つり	364×515	1日1両1枚	110	最低掲出7日以上
額面	364×515	1日1両1枚	52	最低掲出7日以上
運転台背面額	364×515	1日1両1枚	120	最低掲出7日以上
窓ステッカー	150×450	1日1両1枚	30	最低掲出1ヶ月以上
液晶ディスプレイ	19インチワイド	1月1両	22,000	15秒1口
外側板				
フレームタイプ	600×1,200	1日1両1箇所	1,192	1日1両4箇所まで可
低床車タイプ	500×2,900	1日1両1箇所	2,384	受付停止中
バナー広告	1,000×1,000	1月1両	77,000	受付停止中

※割引等はありません。

■市電広告についての詳しいお問合せは、

函館市企業局交通部安全管理課

事業管理担当、Tel 0138-32-1730までお問い合わせください。

[申込書ダウンロード](#) ← こちらをクリック！

函館市企業局広告審査基準

（目的）

第1条 この基準は、函館市企業局広告取扱に関する規程第5条第4号の規定に該当する場合の基準に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（一般基準）

第2条 交通媒体による商品およびサービスへの情報は、社会的に信用度の高い客観的な情報として利用者に受け止められなければならない。

2 公営交通に掲出する広告の表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持ち、利用者に正しい判断基準を持たせるものでなければならない。

3 いずれの情報も適切かつ節度を守ったものでなければならない。

（規制する業者）

第3条 次の各号に規定する業者からの広告申込みは、承認しない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）第2条各項に規定する事業者（以下「風俗営業者」という。）

(2) 先物取引業者

(3) 個人輸入代行業者

(4) 正規の金融機関を除く投資相談業者

(5) 法令等に違反している事業者およびその可能性がある事業者

(6) いわゆる消費者金融業者

(7) キャッシングサービスを主たる業務とする事業者

(8) 当局業務と競合する事業者

（規制する業種の例外）

第4条 前条に規定する業者であっても、次の各号に該当する場合は、承認する。

(1) 既に掲出を認めている場合で、広告内容が次条に抵触しない場合。

(2) 風俗営業者で株式を上場している等、社会的に信用されており、かつ地域社会への奉仕活動等の実績があり、利用者から信頼されている場合。

(3) 法令等の違反で、その内容が軽微なものであり、かつ違反が是正されたことが明らかなる場合。

（規制する内容）

第5条 次の各号に規定する広告の内容は、承認しない。

(1) 政治宣伝に関するもの

- (2) 布教に関するもの。ただし、宗教行事案内は除く。
- (3) キャッシングサービスに関するもの
- (4) 暴力、とばく、麻薬、性的表現に関するもの
- (5) 法令に違反する表現
- (6) 青少年保護の観点から適切でないもの
- (7) 紛らわしい、うその表現
- (8) 労働争議中の企業の人事募集広告
- (9) 金融機関の各種ローンを主とする広告
- (10) 射幸心を著しく煽る表現がなされた広告
- (11) 肖像権、著作権の無断使用
- (12) 意見発表とみなされる広告
- (13) 当局業務に支障をきたす広告

(函館市企業局広告審査会)

第6条 公営企業管理者（以下「管理者」という。）は、申込みのあった広告に係る承認の判断がこの基準により難い場合において、その判断について審査をさせるため、函館市企業局広告審査会（以下「広告審査会」という。）を置くものとする。

2 広告審査会の構成その他必要な事項は、別に定める。

(審査基準の変更)

第7条 この基準の変更は、広告審査会で審査し、管理者が定める。

附 則

この基準は、平成18年7月11日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。